

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人奈良県保険鍼灸マッサージ師協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は健康保険による鍼灸、マッサージの効用をもって、地域社会に居住する住人の身体の健全化を図り、安心安全な生活と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 各種の保険取り扱い上に関する申請等の実務、審査事業
- (2) 各種の保険取り扱いに関する通達、補習事業
- (3) 各種の保険取り扱いに関する普及と啓発事業
- (4) 社員の資質の向上に関する研修と関係する事業
- (5) 広く医療に関与する個人、団体及びグループに係わる交流を持って、地域住民の心身の安心に寄与する事業活動
- (6) セミナーの企画運営
- (7) その他、目的達成に必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関等の設置)

第6条 当法人は、総会、理事会の会議機関、理事および監事による業務機関を置く。

## 第2章 会員

(会員)

第7条 当法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法

人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の設立目的に賛同した社団法人奈良県鍼灸師会会員、社団法人奈良県鍼灸マッサージ師会会員をもって入会した個人または団体

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第8条 当法人の正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正社員または賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において、別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 当法人を退会しようとする者は、理事会において、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。この場合、1ヶ月以上前に当法人に対して、あらかじめ退会の予告をするものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 当法人の会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により会員の資格を喪失する。

(1) 会費を1年以上滞納し、事務局の請求に対して、対応なきとき

(2) 会の議決事項に違反し、その事案が理事会の同意をもって正当性を欠くと判断され、他者を害する恐れが予見されたとき

(3) 当該会員が、死亡または当法人が解散したとき

(除名)

第12条 本会の会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会における出席社員数の4分の3以上の議決により除名することができる。ただし該当の会員は、本人の意志による抗弁の機会と、その放棄のいずれも得る。また、抗弁を必要とする当該会員については、議決以前にその抗弁機会を得るものとする。

(1) 当法人の会費を2年以上滞納し、かつ事務局の勧告に応じないとき

(2) 当法人の会則に違反し又は、秩序を乱し、社会的信用を損なう行為があったとき

(3) その他の除名すべき正当な事由が当法人にあり、当該の会員が認めたとき

(会費等の不返還)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員と

しての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。  
2 当法人は会員がその資格を喪失しても、既成の入会金、会費及びその他の  
拠出金品はこれを返還しない。

### 第3章 役員

(種別および選任)

第14条 当法人に以下の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内
- (3) 理事のうち1名を代表理事とする
- (4) 理事のうち1名を副代表理事とする
- (5) 代表理事以外の理事のうち数名を業務担当理事とする

第15条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

第16条 理事のうち代表理事をもって会長とし、副代表理事をもって副会長とする。

また、業務担当理事は、審査、会計、財務などの業務について担当する。

第17条 代表理事および副代表理事は第7条に定めた各師会代表の互選により2年任期  
の選任とし、各業務別の役員理事は、理事会合議のうえ任命する。

第18条 理事と監事は相互に兼ねることはできない。

(役員職務及び権限)

第19条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副代表理事は代表理事の業務の補佐を行う。
- 3 理事は理事会を構成し会務の執行を業務ごとに決定する。
- 4 監事は理事の職務の執行を監査するとともに、この法人の会計を監査し、法令で定めるところにより、会計報告を作成する。
- 5 監事は、いつでも理事および職員に対し、事業及び会計の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する  
定時社員総会の集結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定  
時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の終わる時までとす  
る。
- 4 理事または監事は第14条に定めた定数に不足するときは、任期の満了または辞任  
により退任した後も、新たな選任者が就任するまで、理事または監事の権利義務を

有する。

(役員解任)

第 21 条 理事その他の役員及び監事に、役員としてふさわしくない行為があった時は、理事会の決議により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決前に抗弁の機会を与えることができる。

第 22 条 理事会での解任の議決は次の総会で後任を選任する前に報告され、総会の承認を得なければならない。

(役員等の報酬)

第 23 条 役員はその職務を執行するために必要とする費用等について、理事会の審議と決議を得て別途支払うものとし、その採択は理事会の過半数の議決を要する。

2 保険給付申請書等の審査に関与してなされる業務関係者の経費は、別に定める業務用項により支払うものとする。

(顧問)

第 24 条 当法人に顧問を置くことができる。顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。

2 顧問は当法人の重要事項について代表理事の諮問に答え、意見を述べるができる。選任期は就任承諾日より満 2 年とする。次いで両者の合意を持つての再継承の委嘱を得ることを妨げない。

## 第 4 章 会議

(種別)

第 25 条 会議は、総会および理事会の 2 種とする。総会は通常総会、臨時総会の 2 種とする。

(構成、議決事項)

第 26 条 社員総会は正会員をもって構成する。議決する権利は 1 名につき 1 個とする。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) 予算案及び決算報告の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他、当法人の運営、または会員の処遇に関する重要事項

2 理事会は理事をもって構成し、会務の執行について係わる事項、その他、運営に係わる事案について議決する。会議には必要に応じ監事の出席を妨げない。

3 理事以外の会員は代表理事の要請により、理事会に出席し意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。

(開催)

第 27 条 定時社員総会は毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、理事会の 2 分の 1 の承認を得た上で代表理事が必要と認めたとき、または正会員現在数の 2 分の 1 以上の承認、もしくは監事から開催の目的たる事案、事項を示して請求があり、理事会の議決 2 分の 1 人以上の賛成があれば開催できる。

(招集)

第 28 条 会議は代表理事が招集する。

- 2 総会を招集するときは、正会員に対して会議の目的たる事項、その内容、並びに日時、場所を示し、事前に文書で社員に通知しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対して会議の目的たる事項、その内容、並びに日時、場所を明示し、事前に文書で通知しなければならない。

(議長)

第 29 条 社員総会の議長は当該の総会において出席正会員のなかから選任する。

- 2 理事会の議長は理事会の合議により別に定める。

(定足数)

第 30 条 総会は正会員現在数の 2 分の 1 以上の出席があれば開催できる。この場合、当法人の代表もしくはその代理人への委任状をもって、1 人の参加権を有するものとする。

- 2 理事会は、理事出席数の 2 分の 1 以上の出席がなれば開催することができない。

(議決)

第 31 条 会議の議決は、総会においては出席者正会員の過半数、理事会においては出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(議事録)

第 32 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び社員総会出席の理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 資産および会計

(資産の構成)

第 33 条 当法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金および年会費、審査手数料
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入、什器、備品

(資産の管理)

第 34 条 当法人の資産は、代表理事名において管理し、財務担当理事が分掌して掌握する。その方法については理事会の議決において誤りなきよう運営する。

(経費の支弁)

第 35 条 当法人の運営に係わる経費は資産をもって支弁する。

(収支予算および収支決算)

第 36 条 当法人の収支予算は、理事会を得て総会の議決を得て定め、収支決算は年度終了後に、監事の監査を得て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 37 条 当法人の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 事務局および事業部

(事務局)

第 38 条 当法人の総合的な事務及び業務活動を推進するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長、次長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長、次長及び職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

(事業部)

第 39 条 当法人の事業活動を担うために、次の事業部を置く。

- 2 審査事業部をおき、管理責任者として審査委員長を置く。
- 3 正会員から提出されたレセプトについて適正な審査を行い、健康保険の活用を図る一方、必要に応じて業務上発生した事案について、事務局と連携の上、会員との連絡を図る。
- 4 健康保険の運営上の当事者たる各種保険者の連携をはかり、会員に必要情報の提供を行う。
- 5 健康保険に関与して、はり、きゅう、マッサージにおいて認識しなければならない制度上の科目、料金の改定等について適時の情報通知を会員向けにはかる。

## 第 7 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 40 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容などについてインターネットホームページなどを利用して積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 41 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人が解散するときは、社員総会の決議その他法令で定められた手続きによっておこなうものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第46条 当法人は当法人に財産の贈与もしくは遺贈する者、当法人の役員もしくは正会員またはこれらの親族などに対し、施設の利用、金銭の貸し付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第48条 当法人の設立時理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	喜多嶋 毅
設立時理事	中川 正一
設立時理事	八木 禧尚
設立時理事	増田 周保
設立時理事	太田 博文
設立時理事	入口 芳一
設立時理事	大池 俊
設立時代表理事	喜多嶋 毅
設立時監事	西 秀雄

設立時監事 西口 勝啓

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 49 条 当法人の設立時社員の住所、名称は、次のとおりである。

住所 奈良県奈良市七条一丁目 20 番 20 号

設立時社員 喜多嶋 毅

住所 奈良県大和郡山市若槻町 1 番地 3

設立時社員 中川 正一

住所 奈良県奈良市南登美ヶ丘 2 番 2 号

設立時社員 八木 禧尚

住所 奈良県橿原市白橿町 2 丁目 12 番 17 号

設立時社員 増田 周保

住所 奈良県橿原市葛本町 70 番地の 18

設立時社員 太田 博文

住所 奈良県磯城郡川西町大字結崎 666 番地の 15

設立時社員 入口 芳一

住所 奈良県大和郡山市高田町 43 番地 28

設立時社員 大池 俊

住所 奈良県生駒市西松ヶ丘 11 番 14 号

設立時社員 西 秀雄

住所 奈良県北葛城郡王寺町本町 2 丁目 36 番 16 号

設立時社員 西口 勝啓

(法令の準拠)

第 50 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人奈良県保険鍼灸マッサージ師協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 24 年 5 月 20 日

設立時社員 喜多嶋 毅 (印)

設立時社員 中川 正一 (印)



設立時社員	八木 禧尚	⑩
設立時社員	増田 周保	⑩
設立時社員	太田 博文	⑩
設立時社員	入口 芳一	⑩
設立時社員	大池 俊	⑩
設立時社員	西 秀雄	⑩
設立時社員	西口 勝啓	⑩